

(平成24年11月21日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認群馬地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 7 月から 49 年 6 月まで  
② 昭和 51 年 4 月から同年 6 月まで

昭和 49 年頃、国民年金の加入手続を行い、7 年分の保険料を遡って納付したと思う。また、それ以降の保険料は定期的に納付した。申立期間①、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号の前後の被保険者の記録から、昭和 51 年 10 月に A 市において払い出されたものと推認され、その時点で納付可能な 49 年 7 月以降の保険料（申立期間②を除く。）は、オンライン記録によると、平成 19 年 6 月まで未納なく全て納付され、その大半の期間は前納されていることから、手帳記号番号払出し後の申立人の納付意識は高いものと考えられる。

また、申立期間②については、前述の未納なく保険料を納付している昭和 49 年 7 月以降の期間であり、かつ 3 か月と短期間であることから、納付意識が高かった申立人が、当該申立期間の保険料を納付しないのは不自然である。

一方、申立期間①については、前述の手帳記号番号の払出し時期を基準とすると、時効により保険料は納付できない期間である上、特例納付により納付できる時期でもなかった。

また、当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立人は、保険料をまとめて納付したのは 1 回だけと申述して

いるところ、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、昭和 49 年 7 月から 51 年 3 月までの 1 年 9 か月分の保険料を過年度納付していることから、申立人は当該過年度保険料の納付を申立期間①の保険料納付と誤認している可能性も否定できない。

加えて、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、平成22年7月9日に係る標準賞与額22万4,000円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を22万4,000円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和39年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年12月  
② 平成17年6月  
③ 平成17年12月  
④ 平成18年6月  
⑤ 平成18年12月  
⑥ 平成19年6月  
⑦ 平成19年12月  
⑧ 平成20年5月  
⑨ 平成20年11月  
⑩ 平成21年6月  
⑪ 平成21年12月  
⑫ 平成22年7月

申立期間①から⑫までについて、A社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録に反映されていない。賞与明細書から厚生年金保険料は控除されていないが、賞与が支給されたことは間違いないので、当該期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間①から⑫までに支給された賞与に基づく標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち申立日において保険料徴収権が時効により消滅している期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）、その他の期間については、厚生

年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録の訂正が認められるか否かを判断することとしている。

申立期間①から⑩までについては、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間⑪については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間⑪について、申立人から提出された賞与明細書により、当該期間に係る標準賞与額（22万4,000円）に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を22万4,000円に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る賞与の支給日については、当該明細書に平成22年7月分賞与と記載されていること、及び申立人と複数のA社の従業員の「賞与は、毎回、第2金曜日に支給されていた。」旨の供述を踏まえ、平成22年7月9日とすることが妥当である。

一方、申立期間①から⑩までについては、厚生年金特例法を適用し、記録訂正の可否を判断することとなるが、同法に基づき標準賞与額の記録訂正が行われるのは、事業主が申立人の賞与から厚生年金保険料を控除していた事実が認められる場合であるところ、当該期間のうち、申立期間①から⑨まで及び⑪については、申立人から提出された賞与明細書により、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立期間⑩については、申立人は賞与明細書を保有していないことから、賞与の支給について確認できないものの、申立人と勤務地を同じくし、同職種であったとする複数の同僚は、「A社からは、毎年2回の賞与が支給されていた。」と供述している上、勤務地を異にする複数の従業員からも同様な供述が得られたことから、当該期間についても、申立人に賞与が支給されていたことがうかがえる。

しかしながら、当該事業所の多数の従業員は、当該期間については、賞与から厚生年金保険料が控除されていなかった旨を供述している上、複数の従業員から提出された当該期間の賞与明細書によると、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できることから、仮に、当該期間における申立人の賞与の支給が確認できたとしても、賞与から厚生年金保険料は控除されていなかったと考えられる。

このほか、当該期間について、申立人の賞与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間①から⑩までについては、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月1日から10年10月1日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低額であることが分かった。実際に支給されていた給与額に基づく標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る申立期間の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初26万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成10年10月1日）の後の平成10年11月27日付けで、9年8月1日に遡及して9万8,000円に減額訂正されている。

また、A社において厚生年金保険被保険者であった同僚の標準報酬月額が、申立人と同様に、平成10年11月27日付けで、9年8月1日に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票によると、平成10年7月及び同年11月に差押えが行われ、同年12月においては公売代金が滞納保険料に充当されていることが確認できる。

加えて、雇用保険の支給台帳全記録照会の記録から、申立人のA社に係る離職時の賃金月額が約25万円であったことが確認できる。

その上、当該事業所の元事業主は「申立人の給与が急に下がったことは無く、あまり変わらなかったと思う。申立人は事務関係の仕事はしていない。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、平成10年11月27日付けで行われた前述の減額処理は事実即ししたものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められな

い。

したがって、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間における標準報酬月額は、当該処理が行われる前の記録である 26 万円に訂正することが必要であると認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 7 月 1 日から 39 年 8 月 21 日まで  
戦後間もなく、A社の前身であるB社でC職として働き始め、継続して勤務していたが申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び雇用保険の加入記録により、期間の特定はできないものの、申立人がB社及びA社に在職していたことはうかがえる。

しかしながら、B社を継承しているA社は、「B社当時の資料は保管されていない。当社の社会保険台帳によると、申立人が昭和 39 年 8 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることは確認できるが、それ以前にどのような雇用形態で勤務していたかについては不明である。」と回答している。

また、申立人が名前を記憶している同僚の一人は、「私は、申立人と同様に準社員として昭和 25 年 12 月頃からB社で働いていた。A社になってからの 35 年 2 月に正社員になり、その時から厚生年金保険に加入した。申立人は既に在職していたが私の方が先に正社員になった。当時は厚生年金保険に加入していない準社員が多数いた。」と証言している。

さらに、オンライン記録によると、申立人が申立人と同じく準社員でC職であった者として名前を挙げた三人の同僚についても、B社での厚生年金保険被保険者記録が見当たらず、A社において申立人と同日の昭和 39 年 8 月 21 日に被保険者資格を取得している。これらのことから、準社員についての厚生年金保険の適用等は必ずしも入社と同時に加入させる取扱いではなかったことが推認される。



このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。